

認証保育所保育料負担軽減補助金 Q&A

Q1 「保育を必要とする」という状況はどのようなことを指しますか。

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の規定に該当し、豊島区の支給認定（教育・保育給付認定）がなされていることを指します。

対象児童の保護者全員が、就労・疾病・介護等の事由により、日中児童の保育にあたれない状況を認定するものです。申請を受けた翌月初から対象となります。ただし、新規入園月に限っては、月内の認定を申請で当該月を対象とします。（例：4月入園し、4月中の支給認定の申請手続きを行った。）

Q2 一度申請すれば、退園・卒園まで補助されますか。

複数年度にわたる補助申請ではありません。

申請書の**有効期限は申請時から申請年度末(3月末)まで**です。年度を越えて同じ認証保育所を継続利用される場合でも、**年度ごとに改めて申請していただく必要**があります。また、年度ごとの申請の際には、就労状況の確認が必要なため、就労証明書の添付書類が必要です。

また、年度の途中で、提出時と申請内容が変わった場合は、速やかに連絡してください。

Q3 申請の締め切りはありますか。

補助対象月は申請日の属する月からですので、申請は入所した月の月末まで必要な書類をすべて添付し、行ってください。

なお、年度を超えての申請はできません。

Q4 申請の締め切りはありますか。

補助対象月は申請日の属する月からですので、申請は入所した月の月末まで必要な書類をすべて添付し、行ってください。

なお、年度を超えての申請はできません。

Q5 月の途中で認証保育所の入所や豊島区に転入した場合、補助金の対象月はどのようにになりますか。

翌月から補助対象となります。

月の初日に豊島区に住民登録があること、初日から末日まで保育園に在籍していることが対象月の条件です。また、認可保育施設に入園が決定した月からは、補助対象ではなくなります。

Q6 補助金の交付が決定したかどうかは、どのようにして確認するのですか。

審査結果は郵送にて通知します。4月～6月分は8月頃、7月～8月分は10月頃、9月～12月分は2月頃、1月～3月分は5月頃となります。この結果通知には振込金額、予定日も記載されています。非該当（補助の対象外）の方には、非該当となった初回のみ、結果を通知します。

Q7 延長料金や追加日数に応じた保育料は算定の対象となりますか。

対象となりません。

対象となる保育料は保育所が利用契約上設定している利用時間13時間までの基本月額保育料のみです。

入園料、一時預かり保育や13時間を超える延長保育、追加保育や夕食費などのオプション料金、雑費等の追加契約分の金額は対象外です。

Q8 年度内に、一度認定された補助金額の変更はありませんか。

あります。

認証保育所との契約内容を変更や、0～2歳児の認可保育施設の想定保育料を算定する住民税の課税状況により、変わることがあります。そのため、住民税においては、修正申告をされた方は、変更されたことが分かる書類を再度提出していただく場合があります。また、住民税の未申告の方につきましては、補助額が決定されませんので支払保留となります。

Q9 幼稚園に通園していますが、幼稚園が夏休み等で長期休園になった場合に、認証保育所を利用し補助金を申請することはできますか。

できません。幼稚園・認定こども園・認可保育所・認可外保育施設等との重複利用の場合は補助金支給対象となりません。

Q10 申請書記入の際の注意事項を教えてください。

鉛筆や消えるボールペン、スタンプ印や修正液は使用しないでください。訂正する箇所には、必ず二重線を引き、その上から訂正印を押してご対応ください。

また、申請者と補助金の振り込み口座の名義人は、同一者となります。（お子さん口座を指定することはできません。）詳しくは、記入例をご覧ください。

Q11 幼児教育無償化の支給と、この補助金は両方申請できますか？

両方を申請することはできます。

それぞれの申請書の提出時期が異なりますので、施設等利用費（幼児教育無償化の支給）の請求時期については、区のホームページでご確認ください。

なお、認証保育所保育料施設等利用費の上限額以下の場合はこの補助金は交付されません。

